

⑭ 年末年始は笠間稲荷神社周辺の交通規制を行います

問 (一社)笠間観光協会 TEL 0296-72-9222

付近にお住まいの方、通行される方には大変ご迷惑をおかけしますが、ご理解ご協力をお願いします。

規制期間 12月31日(火)～令和7年1月3日(金)

規制箇所 荒町角交差点から大町交差点までの区間約 350m

高橋町交差点から笠間市役所笠間支所角の丁字路までの区間約 150m

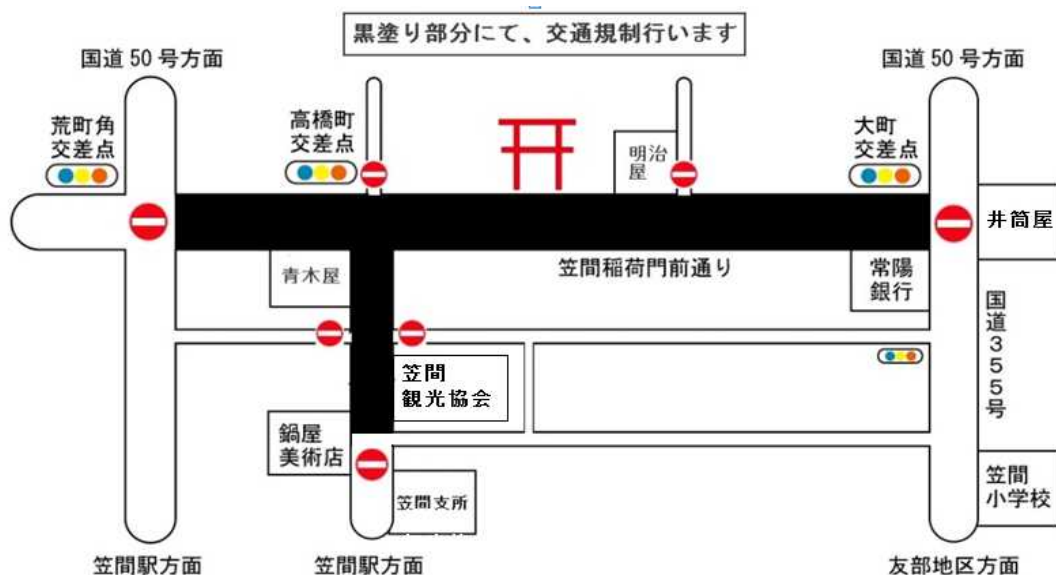
規制時間 12月31日（火）午後11時～令和7年1月1日（水・祝）午後7時

令和7年1月2日（木）午前9時～午後6時

令和7年1月3日（金）午前9時～午後5時

※参拝者の安全確保のため規制時間を変更することがあります。

規制内容 車両全面通行止め(歩行者専用)



野焼きは禁止されています

「野焼き」とは、ごみを野外で燃やす行為のことで、農業や林業を営むためのやむを得ない焼却などの一部例外を除き、法律で禁止されています。

「けむたくて窓が開けられない」「洗濯物が干せない」など多くの苦情が寄せられていますので、少量であっても、ごみは適正に処分しましょう。

なお、例外とされる行為であっても、周辺地域の生活環境への影響が著しいものは指導の対象となる場合がありますので、次のことに配慮していただくようお願いします。

- ・火を付けたら火元から離れない
- ・強風時は避け、風向きや時間帯を考慮する
- ・煙の量や臭いが近所の迷惑にならない程度にとどめる
- ・事前に近隣への声かけなどを行い、相互理解を図る

※地域の生活環境への配慮をお願いします。

問 環境政策課(内線 125) 笠間支所地域課(内線 72115) 岩間支所地域課(内線 73115)